

公益財団法人 大林財団

2025年度 国内奨学生募集要項

1 大林財団のあらまし

大林財団は都市に関する学術研究を助成し、もってわが国の学術研究の振興を図ることを目的に、株式会社大林組の名誉会長である故大林芳郎を初代理事長として1998年9月22日に設立されました。その後、2010年9月に内閣府から公益財団法人への移行認定を受け、同年10月1日より公益財団法人大林都市研究振興財団となり、2011年9月16日、名称を変更し公益財団法人大林財団となりました。

(財団の主な事業)

- (1) 助成事業
- (2) 制作助成事業
- (3) 顕彰事業
- (4) 奨学事業

2 奨学事業の目的

都市に関連する分野の実業、実務又は学術研究に将来従事しようとする大学生に対して奨学金を給付することにより、学術研究の振興と社会有用の人材の育成に寄与することを目的としています。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす大学生（留学生を含む）とします。

- (1) 2025年4月1日現在において大学1年生又は2年生であり、22歳以下である者
- (2) 就業経験のない者（アルバイト除く）
- (3) 都市に関連ある分野の実業、実務又は学術研究に将来従事しようとする者（学部・専攻は問いません）
- (4) 人物、学業、健康ともに優れている者
- (5) 経済的な理由で就学が困難な者
本人の属する世帯の父母（父母がいない場合は、祖父母などその家計支持者）の税込年収の合計が原則800万円以下とします。（退職金等、臨時的な収入は含めません。）
- (6) 奨学生採択決定通知書授与式および奨学生交流会等、当財団の行事に出席できる者

<過去の採択者の所属学部（実績）>

工学部、理学部、農学部、経済学部、社会学部、政策学部、商学部、法学部、文学部、医学部、薬学部、創造学部、国際学部、外国学部 など

4 奨学金

- (1) 給付金額

日本国籍を有する人

月額50,000円/人

（但し、外国籍でも在留資格が「永住」または「定住者」の人は応募可能）

海外からの留学生（在留資格が「留学」の人）

月額 200,000 円／人

(2) 給付期間

大学 1 年生：2025 年 4 月から 4 年間（最長 48 ヶ月間）

大学 2 年生：2025 年 4 月から 3 年間（最長 36 ヶ月間）

原則、採択決定年度の 4 月から正規の最短修学年限までとする。

※2025 年度は移行期間の為、従来の大学 2 年生からの応募も受け付けます。

(3) 奨学金の種類 給付型

(4) 他の奨学金との重複受給 原則不可

日本国籍を有する人

高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構（JASSO）奨学金および各大学が行う奨学金については、当財団が行う奨学金との重複受給を可とする。

海外からの留学生

日本学生支援機構（JASSO）奨学金および各大学が行う奨学金については、当財団が行う奨学金との重複受給を可とする。但し、国費外国人留学生は除きます。

5 採用予定人数

20 名程度

6 応募方法（別紙注意事項を参照の上、ご記入下さい）

- (1) 応募者は、2025 年 5 月 15 日（木）までに、次の応募書類を、在籍する大学を經由して当財団に提出してください。

日本国籍を有する人

ア 国内奨学金 奨学生願書（様式 1）

イ 国内奨学金 奨学生推薦書（様式 2）※大学 2 年生のみ提出

ウ 学業成績証明書 ※大学 2 年生のみ提出

エ 収入に関する証明書（マイナンバー記載のないもの）

オ 住民票（マイナンバー記載のないもの）

※外国籍の場合は在留資格の記載があり、マイナンバー記載のないもの

海外からの留学生

ア 国内奨学金 奨学生願書（様式 1）

イ 国内奨学金 奨学生推薦書（様式 2）※大学 2 年生のみ提出

ウ 学業成績証明書 ※大学 2 年生のみ提出

エ 収入に関する証明書（自国で発行された証明書）

オ 住民票（在留資格の記載があり、マイナンバー記載のないもの）

- (2) 応募書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

7 選考方法

- (1) 当財団の奨学生選考委員会が、応募書類の審査及び面談等の方法により奨学生を決定します。
- (2) 面談は、原則オンラインにて実施します。
詳細については、決定次第通知します。(7月上旬を予定)
- (3) 最終の選考結果は、書面により本人および在籍する大学へ通知します。

8 奨学生決定後の手続、行事等

- (1) 奨学生決定の通知を受けた方は、「大学の在学証明書」、「誓約書」及び「奨学生連絡先届(様式6)」を当財団に提出してください。
奨学金の振込口座については、財団 HP 既奨学生用提出様式ページ「奨学金の振込口座届」の申請フォームより必要事項を入力・送信してください。
振込口座は本人名義のものに限ります。
- (2) 奨学金の給付はそれぞれ下記の通りとします。

日本国籍を有する人

5月下旬、7月、10月、1月の月上旬に、向こう3ヶ月分の奨学金をまとめて届出口座へ振込みます。初回の奨学金の給付は、奨学生決定月によって変動がありますが、決定月が8月である場合、8月中に4月から9月までの6ヶ月分の奨学金を届出口座へ振込む予定です。

海外からの留学生

年度更新時は継続の可否の決定後、5月下旬に4月、5月分をまとめて、その他の月は毎月10日に本人名義である日本国内の金融機関の口座へ振り込みます。(海外からの留学生用「生活状況報告書」提出確認後の振り込みとなります。未提出の場合や提出が遅れた場合にはこの限りではありません。)

初回の奨学金の給付は、奨学生決定月によって変動がありますが、決定月が8月である場合、8月中に4月から9月までの6ヶ月分の奨学金を届出口座へ振込む予定です。

- (3) 奨学生採択決定通知書の授与式を、東京都内において実施する予定ですので、出席してください。授与式参加に要する交通費は当財団がお支払いします。詳細については、決定次第通知します。
- (4) 最終年度には修了式を2月～3月頃に東京都内において実施する予定ですので、出席してください。
- (5) 奨学生は、毎年、年度終了時に次の書類を当財団に提出してください。
(提出締切日は翌年度の4月末日とします)
次年度以降の奨学金給付については、年度終了時の提出書類等の審査により継続の可否を決定します。
 - ア 国内奨学金 生活状況報告書(様式4)
 - イ 在学証明書
 - ウ 学業成績証明書
 - エ 住民票 ※海外からの留学生のみ提出
- (6) 海外からの留学生は、毎月1日に次の書類をメールに添付して提出してください。
国内奨学金 海外からの留学生 月次報告書(様式15)
※年度更新時の4月分については(5)にある書類を提出いただきますので、「国内奨学金 海外からの留学生 月次報告書(様式15)」提出の必要はありません。

- (7) 奨学生は、卒業時に次の書類を当財団に提出してください。
(提出締切日は 2027 年 12 月末とします)
- ア 進路報告書 (様式 5)
 - イ 研究レポート (様式 8)
 - ・ A4 所定用紙 (様式 8) 10 枚以上 20 枚以下
 - ・ 都市に関連あるもの。
- (8) 奨学生は、住所、電話番号等に変更があった場合は「奨学生連絡先届 (様式 6)」をすみやかに当財団に提出してください。
- (9) 奨学生は、留学、留年、休学等、学生生活に変化がある場合は、事前に当財団へ連絡の上、大学を經由して「異動届 (様式 7)」をすみやかに提出してください。
(留学の場合は、留学の内容や条件により手続きが異なります。「10 海外留学時の奨学金の取扱いについて」をご参照ください。)
- (10) 毎年、授与式・修了式に合わせて奨学生交流会を実施します。大学在学中は出席してください。また、大学卒業後も積極的に参加してください。交流会参加に伴う交通費は当財団がお支払いします。

9 奨学金給付の停止^{*1}及び取消し^{*2}について

- (1) 奨学生が奨学金給付を辞退した場合、退学又は死亡した場合、その他修学が困難となった場合は、奨学金の給付を停止又は取消することがあります。
- (2) 応募書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合、当財団が求める報告を怠った場合、その他当財団が奨学生として相応しくないと判断した場合は、奨学金の給付を停止又は取消します。
- (3) 当財団と連絡がとれなくなったり、必要な連絡を怠った場合は、奨学金の給付を停止又は取消します。
- (4) 当財団の指定する期日までに書類が提出されなかった場合、奨学金の給付を停止又は取消します。
- (5) 奨学生が休学した場合、奨学金の給付を一旦停止^{*3}することがあります。この場合、復学後は、最長 48 ヶ月 (1 年生) 又は 36 ヶ月 (2 年生) から給付済期間及び休学期間を控除した月数のみ奨学金を給付します。
- (6) 奨学生が留年した場合、単位数が不足卒業できずに留年することが明らかになった場合、奨学金の給付を停止します。(留学による留年の場合は、この限りではありません。)
- (7) 奨学生が停学処分又は退学処分を受けた場合は、奨学金の給付を停止又は取消します。
- (8) 奨学生が飛び級や早期卒業する場合は、奨学金は大学在学中までの給付となります。
- (9) 奨学生が在籍する大学から他大学へ転学する場合、転学先の大学によっては奨学金の給付を停止することがあります。

※1 停止 : 停止決定後、奨学生としての資格を喪失 (奨学金の給付終了)

※2 取消し : 遡って、奨学生としての資格を抹消 (給付済みの奨学金を返還)

※3 一旦停止 : 給付を一旦停止し、停止理由が消滅した時点で給付再開

10 海外留学時の奨学金の取扱いについて

- (1) 短期・長期に関わらず、留学 (研修等を含む) する場合はすみやかに当財団へ連絡し

てください。また、詳細が決定次第、大学を經由して「異動届（様式 7）」もしくは「国内奨学金 留学通知（様式 11）」を提出してください。（留学の条件や方法によって提出する書類が異なります。）

- (2) 日本学生支援機構（JASSO）および各大学が海外留学用に実施する奨学金を受給して留学する場合は、留学期間中も奨学金の給付を継続します。
- (3) 上記（2）以外の団体が実施する奨学金を受給して留学する場合、奨学金の給付を留学期間中一旦停止します。帰国後は、最長 36 ヶ月から給付済期間及び留学期間を控除した月数のみ奨学金を給付します。
- (4) 奨学生が大学の定める交換留学プログラムにより留学した場合は、原則留学期間中も奨学金の給付を継続します。
- (5) 奨学生が大学を休学して留学する場合、奨学金の給付を一旦停止します。この場合、復学後は、最長 36 ヶ月から給付済期間及び休学期間を控除した月数のみ奨学金の給付を再開します。

1 1 個人情報の取扱いについて

応募書類に記載された個人情報は、奨学生の選考、選考結果の通知及び採択後の各種通知・連絡にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

1 2 書類提出・問合せ先

公益財団法人 大林財団 奨学事業事務局

〒104-0045 東京都中央区築地 1-12-22 コンワビル 13F

TEL : 03-3546-7581 FAX : 03-3546-7582

E-mail : obf-scholarship@obayashi.co.jp

ホームページ : <https://www.obayashifoundation.org/>